社会システム科学概論2006

第12回　社会調査の現代的トピック

1　調査の説明力
2　調査の権力性
3　調査の政治性

調査の説明力（サーベィ型）

- 社会調査の社会的意義が認知されているか
- 　：対象者が調査を理解し、協力してくれるか
- 　→回収率の向上、回答の漏れが少なくなる

- 調査者個人の信頼性：マナーに相当（訓練）
- 調査行為の社会内における信頼性：調査が社会作りに役立つ、学問的蓄積が認知される（社会調査が果たしてきた役割）

- 反面教師としての、行政による市民意識調査の乱発：計画策定のために（外部委託、継続性無し、データの互換性無し）
- 　→一回限りの調査で得られたデータではデータの信頼性が低い（属性項目の欠落、回答の真意度等）、状態の選択バイアス（高学歴と高収入：高学歴を可能とする前世代の資産）、回顧的回答の創造性（過去を訊ねるのは注意がいる）
- 　一つの解消法：
- パネル調査（同一人物を複数時点で調査）

- ESM(experience sampling method)
- 　週で定期的に活動内容を報告してもらう

- 　まともに項目間の因果関係を立証しようと調査を企画すれば、パネル調査、イベントヒストリー調査等が可能な資料獲得を目指すべき（親との同居、就業形態→未婚化）

調査の説明力（フィールド・ワーク）

- 集団、地域、出来事のリアリティをどれだけ伝えられるか？
- 　民族誌を記述する：これは研究者の独白！
- →物語記述と割り切って済むもの済まないもの：異文化/第3国というロマン、当事者の社会
- →当事者主義、物語る特権の客観性

- 特権を主張し合うことから共同の可能性？

調査の権力性

- DV調査　被害者と支援者、研究者
- 　高橋「フェミニズム運動における身分制：1フェミニズムを説く人（有識者フェミニスト）2それを拝聴する人（草の根一般フェミニスト）3そのネタになる人（サバイバー）」
- 研究者は当事者の情報を搾取し、自分の業績とする
- 　→研究者と対象者との根元的乖離？
- 　個人的/制度的　何をどうすれば？

調査研究は当事者に有益であるべき

- フェミニスト･リサーチ/アクション･リサーチ
- ある特定の問題を解決･改善するために調査研究を行う
- →相互的信頼関係の確立
- →当事者の主体性を認識
- →研究行為の権力性を認識
- →当事者自身の語りを世間に出す

調査研究は当事者に便宜を図らず

- 調査の本筋は、社会的意義を納得して協力を得ること。利益導入ではバイアスがかかる（回答の偏向、回答者の偏向）
- 調査対象が社会問題の争点となっているような当事者の場合、彼等の代弁をしてはまずい（調査の意義、目的→調査者－被調査者）

調査の政治性

- 同じ対象を別々に研究して、違う知見が出た場合、この問題は明確になる
- 新宗教研究、カルト問題研究
- 櫻井の事例を元に

『「カルト」を問い直す－信教の自由というリスク』中央公論新社

- 1.典型例としての特定教団批判に留まらない
- 2.新宗教運動、ファンダメンタリズム、セラピー文化といった現代の宗教文化復興の動きを、現代のグローバル化したリスク社会への一つの応答としてとらえる
- 3.宗教組織･運動の機能不全、市民社会へのリスクを統制することが不可能な政治･文化的背景がある
- 4.では、このような信教の自由に潜むリスクにいかに対応し、このようなリスクを人間の可能性を拡大するようなチャンスにどのようにしたら結びつけられるのか？

信教の自由というリスクとは

- 1　自己選択自己責任とは厳密に言い切れない宗教選択に関わる諸問題が発生している　→カルト問題（脱会者による教団のマインド･コントロール批判）
- 2　カルト視された教団と共存を迫られる地域、組織、市民社会
- →様々な葛藤（オウム/アーレフとの共存　地域社会、学校との葛藤）
- 3　行政･司法の限界を社会運動として補う形のカルト批判運動に投げかけられた人権論
- →カルト批判と人権論の相克（当事者をこえて問題を構成する外部の人達の言説）

「宗教をやめさせる自由」という見出しへの強烈な違和感･反発

- 1)脱会カウンセリングをめぐる記述　類型論的記述と判例の両論併記
- 特定教団の信者をやめる自由（やめさせる自由）VSやめない自由（やめさせない自由）
- ↓
- 信者が統一教会をカウンセリングによってやめる自由（信仰に反対する両親･関係者が脱会を働きかける自由）と、信者がカウンセリングによってもやめない自由（教団が信者の脱会を阻止する自由）との対応

- 1.一方の自由度を高めると他方の自由度が低くなる
- 2.信教の自由の侵害（信者・教団：強制改宗批判VS両親・関係者：マインド・コントロール批判）
- 3.自由・人権は実践的論理　どちらの自由度を高めるべきかの当事者による実践論に対して、自由は絶対不可侵という原則論を第三者がなすことの構図が問題ではないか（誰もが原則論を実践的に使っているのだから）
- 4.実質的な問題として、特定教団への評価をしたうえで個々の行為の是々非々を問うべき
- 脱会カウンセリングを巡る裁判においては、原告勝訴2件、原告敗訴2件の併記

典型的な批判　2事例

- 1　コンテキストのある問題を一般化する　→「宗教をやめさせる自由＝強制改宗論」
- 2　一般的な問題を特定のコンテキストに読み込む。→「脱会カウンセリングにおけるPTSD」